

地方自治法施行規則第12条の2の4等に規定する  
徳島市障害者支援施設等に準ずる者の認定委員設置要綱

(設置)

第1条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第3号に規定する、障害者支援施設等(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等に規定する障害者支援施設等に準ずる者の認定に係る事務取扱要綱第2条第1項に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。)に準ずる者の認定に関し、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の2の4及び地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第52条に規定する学識経験者からの意見聴取を行うため、徳島市障害者支援施設等に準ずる者の認定委員(以下「委員」という。)を設置する。

(委員の事務)

第2条 委員は、市長の委嘱に基づき、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 障害者支援施設等に準ずる者の認定に必要な基準に関すること
- (2) 障害者支援施設等に準ずる者の認定に関すること

(委員の委嘱等)

第3条 委員は、公正中立の立場で、客観的に前条に掲げる事務を適切に行うことができる学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員は、3名以内とする。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の氏名及び職業は、公開するものとする。

(委員の除斥)

第4条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係ある事案については、意見を述べることができない。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の報償費等)

第6条 委員が、第2条に掲げる事務を行ったとき、報償費を支払うものとし、保健福祉部障害福祉課が、この経費の支給に関する事務を行うものとする。

(事務の運営)

第7条 委員からの意見聴取及び意見聴取結果は、原則として非公開とする。  
2 委員からの意見聴取等に関する事務は、保健福祉部障害福祉課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成25年7月22日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。